ては、

本籍地が三芳町外

の人につい

**一** 芳町役場

☎049-258-0019 〒354-8555 三芳町大字藤久保1100番地1

表彰されていないご夫妻上三芳町に居住している人で

昭和36年3月31日

までに婚姻

し既に金婚式を迎え、

固住民課住民係

(**P**) 142

143

設けています

日から昭和37年3月31日まで婚姻年月日が昭和36年4月1 )婚姻年月日が昭和36年 対象者となる人】

※国や地方公共団体からの請求

通知の対象とならない請求

避難元の

全国避難者情報システム」

を

告

の種類、通数、

(代理人、

第三者の別)

固福祉課福祉係  $\widehat{\frac{2}{7}}$ 

した場合に、その交付した事実本人の代理人及び第三者に交付本人の代理人及び第三者に交付の不正取得を防ぐために、平成 この制度は、 住民票の写し等

について登録者本人にお知らせ 提供しない。暴力団を利用しな 団を恐れない。 暴力団による被害の相談、 ・日に施行されます。 暴力団排除活動は、 」を基本理念とします 暴力 対団に資金を

室を市民活動支援センタ ·から、 援センターとし 役場3階の2

暴

役場空き室有効利用

本人通知制度について

戸籍謄本の提出をお願 173 8月1日から施行埼玉県暴力団排除条例

ることを目的とした条例が8月 経済活動の健全な発展に寄与す 生活の安全と平穏の確保、 暴力団排除活動の推進に関し、 「 暴力 社会

にご協力お願 (**Þ**) 142

ください。 書類をご持参のう 転免許証等の本人確認ができる町に避難されている人は、運 、所在地等の情報提供く、皆さんのお手元に 避難元からの通知等 来庁して

●不動産登記(相続・担保抹消等)

●商業登記(会社設立・有限→株式移行 等 ●債務整理、破産、過払金請求

●成年後見相談・申立書類作成

●裁判所提出書類作成、簡易裁判所代理業務

谷内里美司法書士事務所 電話 049(274)7785

まずはお気軽にお電話下さい

◆みずほ台駅西口徒歩8分

通知等を発送する際に、必要と報は、避難元の県や市町村から

司法書士は

あなたの街の

法律家です!!

避難された人の所在地等の情

なる重要な情報です

●観光旅行から冠婚葬祭等のバスの手配を承ります。

MT ミヨシトータルサービス株式会社 〒354-0045 埼玉県入間郡三芳町上富1496-4 TEL.049-258-1987 FAX.049-258-1964

る人は8月15日/月までに福祉課

【通知する内容】

、ご連絡ください

■…日時 励…場所 期…期日 ■…参加費など 受…受付 ■…対象 20…定員 ■…内容 ■…持ち物

⊠…メールアドレス ▮…ホームページアドレス ·FAX 内…内線 <u></u>問…お問い合わせ

> 金婚式(結婚50年)を迎えられ 記念品を贈呈します 婿50年)を迎えられ 平成24年3月 敬老の日に際し、 金婚式 (結婚50年) の人に 結婚50年の人へ )日に際し、金婚式(結記念品を贈呈します~ 31日までの間に た皆さんに

> > ②申請者の運転免許証、 登録手続きは無料 【登録時に必要なもの】 本人確認できるもの 町に住民登録している人 人通知登録申請書

<

5

トリ線

裏のカレンダーと一緒に、

目の届く場所に貼るなどしてお役立てください

通知対象となるのは【本人通知について】 た日から3年間に交付した証明 住民基本台帳カ 登録し パスポ <del>-</del>

登録することができます) (引き続き再 した証明を

市町村や県では、避難された人住所地(避難前のお住まい)の た人から避難先の市町村へ任意 課題となって の所在地等に関する情報把握が 報をお知らせください に提出された所在地等の情報を 人が全国各地に避難されており 避難された人の所在地等の情 のため総務省は、 います 避難され 多くの

避難されている方へ東日本大震災で町に

☎(269) 0110☎(269) 0110

造園工事・剪定・エクステリア

お気軽にお問い合わせください 上富1764-6 1259-1200 http://www.1200daimon.com

観光バス 新しいドラマが ここからはじまる ●各種バスツアーも用意しております。 ●お気軽にお問い合わせ下さい。

## 無料相談のお知らせ

●教育伯談 年 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	毎週月〜金曜日(祝日を除く) 〒前9時30分〜午後4時30分 毎週火・金曜日(年末年始・祝日を除く)午前10時〜午後4時	総合体育館4階教育相談室 電話相談は☎274-1023	常任相談員	教育委員会学校教育課指導係(例522)
●消費生活相談				IN (MO)OZZ)
	C.1.3. 17 1 133 1 0 0 3 1 1 1X 10 0	役場2階環境産業課隣 消費生活相談室	専任の消費生活相談員	環境産業課商工観光係 (例214)
	毎週水曜日(年末年始・祝日を 余く)午前10時~午後4時	役場2階環境産業課隣 内職相談室	専任の内職相談員	環境産業課商工観光係 (例214)
	毎月第2・第4金曜日(年末年始・祝 日を除く)午前11時~午後3時30分	役場1階住民相談室 (予約制)	専門の心理カウンセラー	総務課人権推進係 (内 404 · 405)
	再週月曜日午前10時~午後1時 再週木曜日午後1時~4時	ふじみの国際交流センター 電話相談は ☎269-6450	専門の相談員	総務課人権推進係 (内 404 · 405)
	再月第1月曜日 干前9時30分~11時(予約制)	保健センター	管理栄養士、保健師	保健センター ( <b>含</b> 258-1236)
14 年和 10	毎月第1・第3木曜日(祝日の場合 翌週)午後1時〜5時	役場1階住民相談室 (予約制)	弁護士、人権擁護委員、 行政相談委員	総務課人権推進係 (内404・405)
■十 <b>二</b> / N=∞	毎週月〜金曜日 随時受付	各保育所・ 子育で支援センター	各保育所所長・専任の 相談員	第1保育所
	毎週月〜金曜日(祝日を除く) 〒前9時〜午後5時	役場1階こども支援課	家庭児童相談員	こども支援課 ☎258-0055
	毎月第3火曜日 干後1時〜3時30分(予約制)	地域生活支援センター	保健師·精神保健福祉士 · (医師)	地域生活支援センター ☎274-3472
		在宅介護支援センター みずほ苑	専任の相談員(介護支 援専門員、社会福祉士 等)	在宅介護支援センター みずほ苑 ☎258-9488
●月設刊級	火〜土曜日 午前9時〜午後5時 ※緊急時は随時対応、電話相談可	在宅介護支援センターはなまる		在宅介護支援センター はなまる ☎258-7067
	再週月〜金曜日(年末年始・祝日除く) 干前8時30分〜午後5時15分	社会福祉協議会	社会福祉士	三芳町社会福祉協議会 <b>☎</b> 258-0122





☆(264) 9592 ○ (264) 9592 ▼小児時間外診療時間 20時~22時 ●休日診療時間 9 時

所のご案内 休日・小児時間外診 ●休日診療日 小児時間外診療日 および年末年始(12月31 曜 月曜 祝日

2011年7月1日発行

広報みよし No.893